平成24年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第64号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後 改正前

(支出命令の取消し、訂正及び変更)

- 店又は出納取扱店が債権者への支払を終わらない場 合において支出の命令を取り消そうとするときは、 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類 により行わなければならない。
- (1) 資金交付指示日 (会計管理者が統轄店に対し 指定出納取扱店への資金の交付を指示した日をい う。以下この条において同じ。) 前 支出仕訳書 又は支出負担行為兼支出仕訳書
- (2) 資金交付指示日以後 支払取消通知書
- 次のいずれかに該当して支出の命令を訂正する必要 が生じたときは、前項の規定にかかわらず、支払訂 正(変更)通知書により支出の命令を訂正すること ができる。債権者から隔地払に代えて口座振替の方 法により支払を受ける旨の申出があったために支出 の命令を変更するときも、同様とする。
- (1) 債権者の住所又は氏名に誤りがあることを発 見したこと。
- (2) 振込先金融機関の名称、預金種別又は口座番 号に誤りがあることを発見したこと。
- 査確認が終わったときは、指定出納取扱店又は所属 年度が異なるごとに支払命令書(様式第14号)を作 成し、統轄店を経由して各指定出納取扱店に送付す ることにより支払の命令をしなければならない。
- 2 略
- 指定出納取扱店に支払命令書を送付するときは、所 指定出納取扱店に支払命令書を送付するときは、所

(支出命令の取消し及び訂正)

- 第40条の2 知事又は出納機関の長は、指定出納取扱 第40条の2 知事又は出納機関の長は、指定出納取扱 店又は出納取扱店が債権者への支払を終わらない場 合において支出の命令を取り消そうとするときは、 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類 により行わなければならない。
 - (1) 支払手続指定日(指定出納取扱店が支払手続 を行う日として会計管理者が指定した日をいう。 以下同じ。) 前 支出仕訳書又は支出負担行為兼 支出仕訳書
 - (2) 支払手続指定日以後 支払取消通知書
- 2 知事又は出納機関の長は、資金交付指示日以後に 2 前項の規定にかかわらず、知事又は出納機関の長 は、支払手続指定日以後において債権者の住所若し くは氏名又は振込先金融機関の名称、預金種別若し くは口座番号に誤りがあることを発見したときは、 支払訂正通知書により支出の命令を訂正することが できる。

- 第41条 会計管理者は、第40条第2項の規定による調 第41条 会計管理者は、第40条第2項の規定による調 査確認が終わったときは、指定出納取扱店、所属年 度又は支払手続指定日が異なるごとに支払命令書 (様式第14号)を作成し、統轄店を経由して各指定 出納取扱店に送付することにより支払の命令をしな ければならない。
 - 2 略
- 第48条 会計管理者は、第41条第1項の規定により各 第48条 会計管理者は、第41条第1項の規定により各

属年度ごとに資金交付指示書(様式第15号)を作成 属年度又は支払手続指定日が異なるごとに資金交付 し、これを支払命令書に添えて統轄店に送付しなけ 指示書(様式第15号)を作成し、これを支払命令書 ればならない。

2 略

(支払の訂正及び変更)

- る支出の命令の訂正又は変更があったときは、支払 して指定出納取扱店に送付しなければならない。
- 2 会計管理者は、隔地払に係る支払の命令をしたも 2 会計管理者は、隔地払に係る支払の命令をしたも 支払通知書の回収をしなければならない。
- 3 会計管理者は、前項の規定により歳出金支払通知 書の回収をした場合において隔地払をさせるとき は、当該歳出金支払通知書を訂正し、債権者に送付 しなければならない。

4 略

(支出の証拠書類)

に掲げるとおりとする。

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 支払訂正(変更)通知書
- (7)~(10) 略

2 · 3 略

別表第1 (第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県立米子養護学校	事務長
鳥取県立琴の浦高等特別支援	事務長
学校	
略	

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務	
略		
福祉保健部	1 災害時に寄せられる寄附金の収	
福祉保健課	納に関する事務	
	2 生活保護費の返還金及び徴収金	
	の収納に関する事務	
略		

2 略

に添えて統轄店に送付しなければならない。

2 略

(支払の訂正)

- 第58条 会計管理者は、第40条の2第2項の規定によ 第58条 会計管理者は、第40条の2第2項の規定によ る支出の命令の訂正があったときは、支払訂正指示 訂正(変更)指示書(様式第20号)を統轄店を経由 書(様式第20号)を統轄店を経由して指定出納取扱 店に送付しなければならない。
 - のについて前項の手続をしたときは、併せて歳出金 のについて前項の手続をしたときは、併せて歳出金 支払通知書の<u>訂正</u>をしなければならない。

3 略

(支出の証拠書類)

第140条 支出の証拠書類として保管する書類は、次 第140条 支出の証拠書類として保管する書類は、次 に掲げるとおりとする。

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 支払訂正通知書
- (7)~(10) 略
- 2·3 略

別表第1 (第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県立米子養護学校	事務長
略	

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

_			
	区分	委任事務	
	略		
	福祉保健部	生活保護費の返還金及び徴収金の収	
	福祉保健課	納に関する事務	
	略		

2 略

様式第20号(第58条関係) <u>支払訂正(変更)指示書</u>	様式第20号(第58条関係) <u>支払訂正指示書</u>
年 月 日 指定出納取扱店 銀行 店 御中	年 月 日 指定出納取扱店 銀行 店 御中
鳥取県会計管理者 氏 名 印	鳥取県会計管理者 氏 名 印
下記のとおり訂正 <u>(変更)</u> してください。	下記のとおり訂正してください。
記	記
年度 課 所 会 計 業務区分 支払番号 金 額 支 払 日	年度 課 所 会 計 業務区分 支払番号 金 額 支 払 日
円 年 月 日	円 年 月 日
訂正前 <u>(変更前)</u> 住 所	訂正前 住 所
氏 名	氏 名
金融機関	金融機関
<u>口座番号</u>	
支払方法	
訂正後 <u>(変更後)</u> 住 所	訂正後 住 所
氏 名	氏 名
金融機関	金融機関
<u>口座番号</u>	
<u>支払方法</u>	

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、別表第1の2の改正規定は、公布の日から施行する。